

一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター手数料規程

令和2年12月1日 規程第20号

(趣旨)

第1条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第156条第2項の規定及び他の法令の規定により徴収する手数料は、この規程に定める額とする。

(手数料)

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | | |
|-------------------------------|------------|------|
| (1) 定款の謄本の交付手数料 | 1件につき | 300円 |
| (2) 計算書類の交付手数料 | 各事業年度1件につき | 500円 |
| (3) 事業報告の交付手数料 | 各事業年度1件につき | 300円 |
| (4) 附属書類の交付手数料 | 各事業年度1件につき | 300円 |
| (5) 会報誌・ホームページ等への広告掲載、広告同封手数料 | | 別表 |

(納付)

第3条 手数料は、申請又は請求の際に納付しなければならない。

(減免)

第4条 次のいずれかに該当する場合には、第2条に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 評議員が請求する場合
- (2) 国又は地方公共団体から事務上の必要から請求があったとき
- (3) 理事長が、手数料の全部又は一部を免除することが適当であると認めたとき

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別表（第2条関係）

会報誌・ホームページ等への広告掲載、広告同封手数料

内容		会員事業所利用	一般事業所利用
会報誌 ガイドブック	A 4 判 1 ページ	20,000 円	40,000 円
	A 4 判 1/2 ページ	10,000 円	20,000 円
	A 4 判 1/4 ページ	5,000 円	10,000 円
共通割引利用券	裏面	30,000 円	50,000 円
ホームページの バナー	3 か月	2,000 円	4,000 円
	6 か月	4,000 円	8,000 円
広告同封	1 会員事業所 または 1 会員	10 円	20 円

（注） 広告掲載等を年間利用する場合は、上記金額より 10%割引とする